

2008 年

8 月 6 日（水曜日） - 住民の皆さんをど真ん中に -

本日、京都市の京都府公館で、「京都府行政運営の基本理念・原則となる条例検討委員会（第 1 回）」（下記「関連リンク」参照）が開催され、京都府市長会からご推薦をいただき、私も 9 人の委員の一人として委嘱をいただきました。本委員会は、現行の京都府の総合計画（新府総）の計画期間が平成 22 年に期限を迎えるのを前に、その後の行政運営のあり方として新たに基本条例を設け、外部情勢の変化に左右されない行政運営の基本理念をその中で明確にしておくための検討を幅広い観点から行うため、京都府において設置されたもので、都道府県の中では現状、北海道等におそらく僅かに先例がある状況の中で、行政運営を府民と一層共有していくための先導的な取り組みを進められる山田知事はじめ関係者の皆様に対し、心から敬意を申し上げる次第です。

他方、基礎的自治体である市町村に限っていえば同趣旨の自治基本条例またはまちづくり基本条例を制定しておられる例は最近多く（少なくとも 100 以上の自治体数にのぼるとお聞きします）、本市も、昨年 12 月、議会提案の「京丹後市議会基本条例」とともに、「京丹後市まちづくり基本条例」を制定していただきました。本条例は、まちづくりを進めていくうえでの基本的な考え方やルールを明らかにしたもので、公募による市民の皆さんで組織する「京丹後市まちづくり基本条例の制定をすすめる会」の皆さんが中心になり概ね 1 年半の期間をかけて市と協働しつつ多くの市民の皆さんに参加をいただいで取り組みを進め、もちろん議会の皆さんとも様々な形式で精力的な協議を進め、全市民的な枠組みと検討の中で制定へと進めていただきました。改めて、すすめる会の皆様をはじめ多くの関係者の皆様、市民の皆様に対し、心から感謝を申し上げます。

昨今、地方分権が程度の多少の評価は別にしても一定進み、自治体の自主的な裁量の余地の広がりとともに個別・自主的な施策や采配が内外から一層求められつつあることに加え、他方で財政・財源的にも国の厳しい財政事情を背景に地方にとって厳しさがいよいよ増す中で、比較的にはありますが、これまでのどちらかという住民への利益配分型の行政から、住民負担の分かち合い型の行政へといや応なく転じてきているとともに住民相互の利害関係もより錯綜してきている面も否定できないのではないかと思われ、このように様々に重なる構造的な事情の中で、地方自治体において自主的、自律的な対応の一層の必要性とともに、それこそ、住民の皆さんの細かな息づかいまで聞こえるようなちかしい距離感で丁寧に行政を及ばせていく立ち位置が行政運営の基本的なあり方として一層欠かせないことと感じております。

本市のまちづくり基本条例では、このためにも、住民の皆さんがまちづくりのど真ん中に立っていただく真に大切な立ち位置、天来の立ち位置を明確にするため、手続き理念として、市の情報を住民に公開し、共有し、そして主体的な参加を促し、市民及び市・

議会相互に協働（ささえあい、たすけあい、あたえあい）してまちづくりを進めていく基本的な枠組みを条例の場を通じ広く共有しており、これにより、住民の息づかいがしっかり届く行政、かゆい思いも含めて反映に努める行政、住民主役の明確な位置付けを行政運営の基本として明らかにしているところです。

住民の皆さんは、いずれ市町村民であります。同時に、都道府県民であり、日本国民であり、さらに言えば地球市民であるわけですが、社会構造がますます複雑多様化する昨今の状況の中、行政主体の如何を問わず政策・施策・行政行為の執行に関し住民相互、市県国民相互の間での負担の分かち合いや様々な利害関係が一層錯綜しがちな現代の構造的な行政事情の中ではなおさらに、まずは、住民本位、国民本位という行政の共通する立ち位置に還ってそれを明確にしていくことが、市町村政、都道府県政、国政の如何にかかわらず一貫して大変重要ではないかと感じております。今回、京都府において設置されました上記検討会の場におきましては、私としては、以上のような思いを背景に、市長会としての立場からの意見を含め他の素晴らしい委員の皆様はじめ関係の皆様からご指導をいただきながら今後とも勉強をよくさせていただいて微力を捧げてまいりたいと思っておりますが、市政の推進にあたりまして、引き続き、本市まちづくり基本条例の大本であります"市民をど真ん中に""市民の皆さんとの協働・ささえあい・たすけあい・あたえあい"の市政をしっかりと進め重ねていきたいと思っております。皆様の巾広いご指導をどうぞよろしくお願い申し上げます。